奈井江町 事業者エネルギー価格高騰対策支援金 申請要領

令和 4 年(2022 年)12 月 1 日 奈井江町 産業観光課

Ⅰ 趣旨・概要

1 趣旨

・奈井江町では、エネルギー価格の高騰による影響を受けている町内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。 (この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。)

2 給付の対象者

【エネルギー価格高騰要件】

・令和 4 年 (2022 年) 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した光熱費の 単価が、令和 3 年 (2021 年) 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した 単価よりも増加している事業者

3 給付額

・法人、個人事業主を問わず 10 万円

4 受付期間

· 令和 4 年 (2022 年) 12 月 1 日 (木) ~令和 5 年 (2023 年) 2 月 20 日 (月) ※期限必着

5 問い合わせ・申請先

〒079-0392(住所不要) 奈井江町役場 産業観光課 商工観光係 ☎ 0125-65-2118 ☎ shoko@town.naie.lg.jp (町事業応援給付金 URL) http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/

目次

1. 給作	寸要件	3
(1)	給付要件	3
(2)	給付対象者	3
(3)	不給付要件	4
(4)	給付対象となる光熱費の単価増加の考え方①(比較例)	5
(5)	給付対象となる光熱費の単価増加の考え方②(対象となる光熱費)	6
(6)	給付対象となる光熱費の単価増加の考え方③(単価の比較)	7
2. 申詞	請方法	8
(1)	申請手順(申請から給付までのながれ)	8
(2)	申請書記入例(1枚目(表面))	9
(3)	申請書記入例(2枚目(裏面))	10
3. 証法	処書類等	11
(1)	中小・小規模事業者等(法人)の場合	11
(2)	個人事業者の場合	12
4. 特例	列申請	14
(1)	特例事項について	14
(2)	①新規開業・創業特例	14
(3)	②連結納税特例	14
(4)	③事業承継(死亡)特例	15
(5)	④法人成り特例	15

1. 給付要件

(1) 給付要件

- ・令和 4 年 (2022 年) 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した光熱費の単価が、令和 3 年 (2021 年) 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。
- 「(3)」の不給付要件に該当しないこと。
- ※なお、支援金は店舗や事業所単位ではなく、事業者単位で給付します。
- ※申請特例に該当する場合は、19ページ以下を参照してください。
- ※「奈井江町事業応援給付金(1~6月)」、「同(7~12月)」、「奈井江町町内事業者等事業継続緊急支援金」、奈井江町の「農業生産資材価格高騰緊急支援金」、「道内事業者等事業継続緊急支援金」の対象になる法人や個人事業主(いずれも農業を含む。)でも、受給できます。

(2) 給付対象者

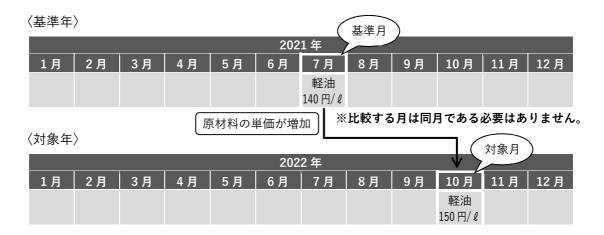
- ・中小・小規模事業者、個人事業者(いずれも農業を含む。)
- ※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満である こと。
- ※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること。
- ※基準月(令和3年1月から12月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月)以前から及び対象期間(令和4年1月から12月まで)において事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ※2022 年 12 月 1 日以降、継続して町内に事務所又は事業所(事務又は事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事務又は事業が行われる場所をいいます。)があること。
- ※不給付要件に該当しないこと。

(3) 不給付要件

- ・次のア〜シに該当する事業者は、給付対象になりません。
 - ア 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ウ 政治団体
 - エ 宗教上の組織又は団体
 - オ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与して いると認められる者
 - キ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認めら れる者
 - ク 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力 団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められ る者
 - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - コ 町が令和4年度に実施する医療・福祉・介護事業者物価高騰対策支援給付金を受給する者
 - サ 町税等(町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水 道料をいう。)を滞納(納付の猶予を受けているものを除く。)している者(法 人の場合は当該法人及び当該法人の代表者)
 - シ ア〜サに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町 が判断する者

(4) 給付対象となる光熱費の単価増加の考え方① (比較例)

・令和 4年(2022年)1月から同年12月までのいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価が、令和3年(2021年)1月から同年12月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。



(5) 給付対象となる光熱費の単価増加の考え方②(対象となる光熱費)

- ・事業のために使われる燃料および電気が対象です(例:販管費や製造原価に計 上されているものや、水道光熱費や動力光熱費などに計上されているもの)。
- ・単価上昇による事業への影響がより大きい光熱費で申請いただくようお願いします。
- ・「奈井江町町内事業者等事業継続緊急支援金」において、特例として燃油等を 対象にした場合(運輸業等)は、原則として、別の物で申請いただくようお願 いします。
- ・対象となる光熱費の考え方と例

【対象となる光熱費】

燃料費 … 事業のために消費した燃油等の費用(例:販管費または製造原価に計上されているものや、水道光熱費や動力光熱費などに計上されているもの)

【具体例】

ガソリン … 作業用車両や営業用車両などの燃料費

軽油 ・・・・トラック、重機、農業機械などの燃料費

重油 ・・・・ 事業用のボイラーなどの燃料費

LPガス … 事業用のガス機器に使用する燃料費

電気料 … 事業のために使用している電気契約の料金(例:販管費や製造原価に計上されているものや、水道光熱費や動力光熱費などに計上されているもの)

【対象とならない光熱費】

燃料費 … 作動油やグリースオイルなど、明らかに燃料ではないもの。

電気料 … 純粋に家庭用など、事業のために使用していない電気契約の料金 (販管費または製造原価に計上されていないもの (例:水道光熱費や動力光熱費に計上されていないもの)。)

(6) 給付対象となる光熱費の単価増加の考え方③(単価の比較)

- ・原則として、同一のもの、同一の量(容量、重量、個数等)の価格(=単価) で比較できる物を対象とします。(同質同量での単価比較が原則)
- ●同一の光熱費であっても、異なる数量での購入金額で比較している場合は対象外です。(同質同量で比較していること。)

【対象となる例】

- 例) 軽油 50ℓと軽油 20ℓ
 - → 1ℓ 当たりの価格で比較できる場合は対象
- ●同一(同質)ではない場合、対象外です。

【対象外となる例】

例)ガソリン($\underline{\nu ilde{ ilde{r}_1 ilde{ ilde{r}_2 ilde{ ilde{r}_2 ilde{r}_2}}})$ 30 ℓ とガソリン($\underline{n ilde{r}_1 ilde{r}_2 ilde{r}_2})$ 30 ℓ

→ともにガソリンですが、種類が異なるため、対象外

2. 申請方法

(1) 申請手順(申請から給付までのながれ)

- (1) 申請書類を入手
- ・町ホームページから入手
- ・インターネット環境がない方は、町窓口にて



② 申請書類に記入・提出

申請書類	中小・小規模 事業者(法人)	個人事業主
申請書(町様式)	0	\circ
確定申告書別表一の写し(基準月が含まれるもの)	0	
確定申告書第一表の写し(基準月が含まれるもの)		0
所得税青色申告決算書または収支内訳書(白色申告の確定申 告書類)の写し		0
損益計算書(基準月が含まれるもの)	0	
所得税青色申告決算書の損益計算書(青色申告の場合) または収支内訳書(白色申告の場合)		\circ
請求書等(申請する原材料等の請求書等)の写し ・基準月 2021年1月から同年12月までのいずれかの月 ・対象月 2022年1月から同年12月までのいずれかの月	0	0
本人確認書類の写し		0
通帳の写し	0	0
宣誓・同意書(町様式)	0	0

・その他町より追加で書類の提出を求めることがあります。



3 申請

・電子メール、郵送または窓口へ持参



4 給付

・申請書に記載した口座へ振込み

(2) 申請書記入例(1枚目(表面))

様式1

奈井江町 事業者エネルギー価格高騰対策支援金申請書

令和 年 月

奈井江町長

以下のとおり、奈井江町事業者エネルギー価格高騰対策支援金の給付を申請します。

			フリガナ	カブシキガイシ	14	マル	マル	マルマ	マル									
	申請事業者名	法	人名又は屋号	株式会社														
	(法人名又は屋号 及び個人事業者	亻	代表者役職	代表取締役														
	等氏名)		フリガナ	マルマル							マル	レマル						
			代表者名	姓					3	名				•				
				法人番号		•	•	•	•		•	•		•		•	•	•
			☑法人	本社・本店所在	E地		井江町	可字	◆● 奈井江(● ● 章	番地							
	申請者の種 別・所在地 (住所)等	選択		町内事業所等 所在地	É	> ⊢	同上											
申請者				個人事業者等 自宅住所	の	₸												
の情報			□個人 事業者	町内事業所等 所在地	Š		同上											
				生年月日		西	曆			年	Ē			月			日	
	担当者		部署名	•	●課				フリフ		姓	マル	マル	名		マル	マル	***************************************
	(部署・職名・氏名)		職名						氏么	<u></u>		_				_		_
	連絡先	E-mail				•		•.	•••	•	@		•. 0	o.jp				
	建 桁几	j	固定電話	0125-					携帯	携帯電話 0●0-		0-	•	•	••	••		
		従業員数		正社員 • 人		ート バイト		人	資本金	・出資	金		•,	••	•,			円
	事業概要	設	:立年月日	西暦 ●●●年●月●●日					決 ※ 法人	算月 、の場合	合						•	月
		[m]	主な 事業内容	●●●の製造・身	仮売						·							

【口座振替の申し出】

П	<u>余开江町から文払</u> を			店名		預金種目	払いを申し出ます。 口座番号(右詰めで記入)							
座振替の	座	金融機関	••	銀行	••	支店	普通	•	•	•	•	•	•	•
申し出	報	口座 カナ名義	(カタカナ)			力)	マルマルマル	マル	/					

- ※1 通知書番号の最初のアルファベットを記載してください。
- ※ 口座名義人 (カナ) については、通帳の見開きページより記載してください。
- (注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。
- ※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、原則、当該法人の口座に限ります。)
 - (注) 裏面にも記載事項があります。

(3) 申請書記入例(2枚目(裏面))

燃	料費	の例	品名※2	軽油				購入 単位 ※3	リットル	仕 訳 * 4	販管費
		✓		'			単価の	の比較			
		燃		基	準月 (単位当	áたりの価格	各:円)	交	象月 (単位当才	きりの値	5格:円)
		料	2021	1.01		2021. 07		2022. 01	2	2022.0	7 140
		費	2021	1.02		2021. 08		2022. 02	2	2022.0	8
			2021	1.03		2021. 09		2022. 03	2	2022. 0	9
申			2021	1.04		2021. 10		2022. 04	2	2022. 1	0
請			2021	1.05	120	2021. 11		2022. 05	2	2022. 1	1
す	選			1.06		2021. 12		2022. 06		2022. 1	2
る	+			当する	月に燃料費の単位	面を記載		※該当する	月に燃料費の単価	を記載	
	択 気料	·の例 ▽	契約先 ※ 5	北海	道電力	契約 種別 ※6	業務用電力	(一般)		仕 訳 ※4	水道光熱費
		Ŀ					基準月	・対象月			
		電	基準月 (該当する月に「〇」) 対象月 (該当する月に「〇」							[0])	
		気	2021	1.01		2021.07		2022. 01	2	2022. 0	7
		料	2021	1.02		2021.08		2022. 02	2	2022.0	8
			2021	1.03		2021. 09		2022. 03	2	2022.0	9 🔾
			2021	1.04		2021. 10	1	2022. 04	2	2022. 1	0
			2021	1.05		2021. 11		2022. 05	2	2022. 1	1
			2021	1.06		2021. 12		2022. 06	2	2022. 1	2
 ※2 請求書、濃飛運所、領収書などに記載されている品名を記入してください。 ※3 燃料費で単価を比較できる購入単位を記入してください。(例:リットル、㎡など) (請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。) ※4 損益計算書(所得税申告決算書類、法人決算書類)に記載されている仕訳先(科目)を記入してください。 (例:販管費、水道光熱費、動力光熱費など)(経費に計上されていない燃料費や電気料は、対象にできません。) ※5 電気契約の契約先を記入してください。(例:北海道電力など) ※6 検針票等に記載された電気契約の種別を記入してください。(例:従量電灯B、低圧電力、農事用電力(○○用)など) 											
B'	提出	書類チ	エッ	クリ	スト ※	チェック欄	に ⊘ したことを	企確認した。	上でご提出くださ	٧١.	
V	確定申	告書			[] 本人確	認書類(個人の	りみ)	☑ 損益計算	書(山	(又支内訳書)
~	】請求書等										
☑ 宣誓・同意書											
131	特例事	事項チェ	ェツ	クリ	スト ※特例	事項の申請	背がある場合は 詞	亥当するチ	ェック欄に図し、	ご提出	 ください。
	連結紗					人成り			開業・創業		
_	الله الله	⟨継 (死)	L-\		_	0.000					

3. 証拠書類等の確認

3. 証拠書類等

(1) 中小・小規模事業者等(法人)の場合

- ・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。
- ※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

	7000000000000000000000000000000000000	## D (0001 左) よ 人 t . 声光 ケ ウ っ か ウ ナ サ キ 坪 ケ - ワ !
1	確定申告書等の写し	・基準月(2021 年)を含む事業年度の確定申告書類等の写し
		※「確定申告書別表一」の写しをご提出ください。 ※所轄税務署に提出済のもの(収受印が押印されているもの、 または、税理士のサイン・押印があるものに限ります。) ※e-Tax の場合には受付日時の印字されている事又は「受信通 知(メール詳細)」が別途必要となります。 ※収受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない 場合、「納税証明書(その2所得金額用)」を付属書類として、 ご提出ください。
2	損益計算書の写し	・基準月(2021年)を含む事業年度の損益計算書の写し
		※対象とする光熱費が、経費いずれかの科目に計上されている ことが必要です。
3	請求書等の写し	・基準月 2021 年 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類(申請する燃料費の請求書等) ・対象月 2022 年 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に事業のために購入した燃料費の単価がわかる書類(申請する燃料費の請求書等) ・電気料の場合は、検針票等の契約者名、契約種別等が明記されている書類
		※書式や名称は問いませんが、年月日・社名(屋号等)の押印・申請する燃料費の単価が確認できる書式であること。
4	通帳の写し	※申請する燃料費以外の請求書等は不要です。 ・通帳の見開きページの写し(1 ページ・2 ページ)
•	造版の子と	(以下の情報が確認できるもの)
		・金融機関コード
		・支店コード
		・口座種別・口座番号
		・口座名義人カナ表記
⑤	宣誓・同意書	・町様式(様式2)
6	その他町が必要と認	・町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等
	める書類	
・申請		・損益計算書・基準月の・対象月の・通帳コピー・宣誓・同意書
	・e-Tax 受信通知	請求書等請求書等

3. 証拠書類等の確認

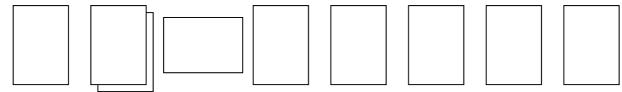
(2) 個人事業者の場合

- ・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。
- ※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

1	確定申告書等の写し	・基準月を含む事業年度の確定申告書第一表の写し
		・上記確定申告書に添付した青色申告決算書または収支内訳書
		(いずれも1ページ目)の写し
		(0.64,001,000000000000000000000000000000000
		※個人番号を塗り潰したものをご提出ください。
		※所轄税務署に提出済みのもの
		(収受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押)
		印があるものに限ります。)
		※e-Tax の場合には受付日時の印字されている事又は「受信通
		知(メール詳細)」が別途必要となります。
		※収受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない
		場合、「納税証明書(その2所得金額用)」を付属書類として、
		ご提出ください。
2	所得税青色申告決算	・基準月(2021年)を含む事業年度の確定申告書類に添付した、
	書の損益計算書(青色	損益計算書(青色申告の場合)または収支内訳書(白色申告の
	申告の場合) または収	場合)の写し(いずれも1ページ目のみ)
	支内訳書 (白色申告の	
	場合)	※対象とする光熱費が、経費いずれかの科目に計上されている
		ことが必要です。
3	請求書等の写し	・基準月 2021 年 1 月から 2022 年 12 月までのいずれかの月に
		購入した単価がわかる書類(申請する燃料費の請求書等)
		・対象月 2022 年 1 月から 2021 年 12 月までのいずれかの月に
		事業のために購入した燃料費の単価がわかる書類(申請する燃
		料費の請求書等)
		・電気料の場合は、検針票など、契約者名、契約種別等が明記さ
		れている書類
		※書式や名称は問いませんが、年月日・社名(屋号等)の押印・
		申請する燃料費の単価が確認できる書式であること。
		※申請する燃料費以外の請求書等は不要です。
4	 本人確認書類の写し	・運転免許証、マイナンバーカード等
	イグで産売自然の子の	・本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写
		真がはっきりと判別できる形で提出してください。
		①運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書)
		で代替可能。)
		②マイナンバーカード (オモテ面のみ)
		②マイテンハーガート(オモア面のみ) ③写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
		④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の ※投が特別をはまのまった。 (東京)
		資格が特別永住者のものに限る。)(両面)
		⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
		(全ページ、カード式の場合は両面)
		・なお、①~⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替する

3. 証拠書類等の確認

		ことができるものとします。 ⑥住民票及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方の写し ⑦住民票及び各種健康保険証の両方の写し (⑥又は⑦で代替する場合には、個人番号がないもの又は個人番号を塗り潰した写しをご提出ください。) ※申請時において有効なものであり、2022 年 12 月 1 日現在
		の住所が申請時の住所と同一のものに限ります。
(5)	通帳の写し	 ・通帳の見開きページの写し(1ページ・2ページ) (以下の情報が確認できるもの) ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記
6	宣誓・同意書	・町様式(様式2)
7	その他町が必要と認める書類	・町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等



- ・申請書
- ・確定申告書 ・e-Tax 受信通知
- ・青申決算書 ・収支内訳書
- ・基準月の 請求書等
- ・対象月の 請求書等
- ・本人確認書類
- ・通帳コピー・宣誓・同意書

4. 特例申請の確認

4. 特例申請

(1) 特例事項について

・下記の特例事項に該当する事業者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

	特例事項	概要
1	新規開業·創業特例	・2021 年 1 月から 12 月までの間に法人設立又は新
		規開業した場合
2	連結納税特例	・連結納税を行っている法人
3	事業承継 (死亡)	・事業収入を比較する 2 つの月の間に事業承継(事
	特例	業を行っていた者が死亡した場合も含む。)を行っ
		ている場合
4	法人成り特例	・事業収入を比較する 2 つの月の間に個人事業者が
		法人化した場合

(2) ①新規開業・創業特例

・2021 年 1 月から 12 月までの間に法人を設立又は個人事業者が新規開業した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。

■個人事業の開業・廃業届出書の写し

・開業日が2021年1月1日~12月31日であり、収受日付印が押印されていること。(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。(※個人番号を塗り潰したものを提出してください。)

(3) ②連結納税特例

・連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人 確定申告書別表一の写しについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書の写 しで代替するものとします。

4. 特例申請の確認

(4) ③事業承継(死亡)特例

- ・2021年1月から12月までの間に事業を承継した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。
 - ■個人事業の開業・廃業届出書の写し
 - ・開業日が2021年1月1日~11月31日であり、収受日付印が押印されていること。(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。(※個人番号を塗り潰したものを提出してください。)

(5) ④法人成り特例

・申請者は法人であるが、2021 年 1 月から 12 月までの間に個人事業者から法人 化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、個人 事業者として作成された各資料を法人として作成された資料とすることがで きます。